

令和8年 太田市教育委員会8月定例会会議録				
開会年月日		令和 8年 8月 4日(火曜日) 午前 9時		
閉会年月日		令和 8年 8月 4日(火曜日) 午前10時10分		
開 会 場 所		尾島庁舎 3階 教育委員会室		
議 案 (件 名)				結 果
議案第26号		令和7年度事業対象太田市教育委員会の点検・評価報告書について		可決
議案第27号		損害賠償の額の決定及び和解について		可決
議案第28号		太田市学校給食費納入金徴収規則の一部改正について		可決
議案第29号		太田市子育て支援対策学校給食費助成金交付規則の一部改正について		可決
議案第30号		令和9年度使用太田市立小・中・義務教育・高等学校教科用図書採択について(秘密会)		可決
議案第31号		職員の人事案件について(秘密会)		可決
出席者	江 原 孝 育(教育長) 倉 嶋 慶 秀(教育長職務代理者) 野 村 路 子(委員) 塙 保 仁 (委員) 大 澤 桂 子(委員)		欠席委員	
	事務局	教育部長、管理担当副部長、指導担当副部長、教育総務課長、学校施設管理課長、学校施設管理課主幹、文化財課長、生涯学習課長、青少年課長、学校教育課長、市立太田高校事務長、教育総務課総務係長	書記・記録	秋田係長代理
		尾島地区振興課長		
議 題 及 び 議 事 の 大 要				
会議録署名委員の		大 澤 桂 子 委 員		
指名		倉 嶋 慶 秀 委 員		

事務局：

皆様おはようございます。本日は、令和8年教育委員会8月定例会となります。傍聴者は2名です。それでは教育長、進行をお願いいたします。

議長(教育長)：

太田市教育委員会8月定例会を開会いたします。日程第2、会議録署名委員は、大澤委員、倉嶋委員をお願いいたします。

次に、日程第3、教育長報告を申し上げます。

夏休みに入って10日ほど経過しております。1学期でございますけれども、天候に恵まれた、夏休みに入るまでは、それほど暑くない日が続いておりました。そして、7月17日金曜日が終業式でありましたが、終業式が終わった後に災害を伴う大雨がありまして、児童生徒の安否に関わるようなことはなく、夏休みが始まったという状況でございます。大雨の被害は、鳥之郷小の近くの川が決壊してフェンス等が破損したということ、それから強戸小学校が床下浸水くらいの浸水があったということ、藪塚本町小学校の体育館が若干床上の浸水をしたということで、至急職員が作業できれいにして、修理するところはこれからということであります。太田市では、浸水等の災害があったときに、児童生徒の学用品を補償するという制度がございますけれども、強戸地区から3件ほどそういう被害があったという報告を受けているようです。なお、夏休みに入りましたけれども、こういった児童生徒の安全安心に関わることというのは、休みになっても大変重要なことでありますので、情報の把握がきちんとできるように、速やかにできるように消防とも連絡が取り合えるような体制を私自身も取らせていただいておりますので、何もなく順調に夏休みを過ごせることを願っております。以上、教育長報告を終わります。

続きまして、教育部長より報告等をお願いいたします。

教育部長：

お世話になります。今年はフレンドシップ事業が、7月22日から24日までみなかみ町を会場として実施されました。委員の皆様には、日頃から本事業にご理解ご協力を頂き、誠にありがとうございます。活動の様子をご視察いただいた委員の方には、高校生リーダー指導のもと、子どもたちが元気に、そして積極的に活動している様子をご覧いただけたと思います。また、8月14日からは、子どもたち24名を含む総勢40名を本市に受け入れるねぶた交流団事業も行われる予定となっております。

次に、中体連の結果でございます。現在、全国大会には、個人でございますが、陸上競技

と柔道の2競技の出場が決まっております。全国には届きませんでした。が、関東大会ではソフトボール、サッカー、水泳など10競技が出場いたしました。詳細につきましては後日改めて報告をさせていただきます。

ご報告の最後になりますが、文化財スタンプラリーにつきましては、7月18日から開始しており、現在の申込者数は約4,000人と、例年通り大変高い人気となっております。私も22か所全てを巡りましたが、3か所で実施されました説明会には親子で参加される方が多く、大変好評を頂いております。今後も多くの皆様に文化財に親しんでいただけるよう更に充実した事業となるよう取り組んでまいりたいと思います。以上で報告を終わります。本日の案件につきましても、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長(教育長):

ありがとうございました。

次に日程第4、議事に入ります。本日は、協議案件が6件、事務報告が4件ございます。議案第30号、31号については、あらかじめ秘密会の申出がありましたので、順番を変え、全ての議事が終了した後、最後に協議したいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

全委員:

異議なし。

議長(教育長):

それでは、議案第26号「令和7年度事業対象太田市教育委員会の点検・評価報告書について」教育総務課長より説明願います。

教育総務課長:

「令和7年度事業対象太田市教育委員会の点検・評価報告書について」【提案理由説明】

議長(教育長):

ただいまの説明につきまして、ご質疑等はございませんか。

埴委員:

資料取りまとめありがとうございます。全体を見させてもらったのですけれども、11ページの不登校児童の人数に関して、中学校が6年度から7年度にかけてかなり増えていると思うのですが、この辺りの主な原因は今のところどのように捉えているのでしょうか。

学校教育課長：

令和5年度から6年度にかけまして、小学校の不登校人数が大変増加した年でした。その内訳をみてみますと6年生が割合として多く、その6年生が令和7年度になって中学校1年生になったところが、例年に比べて不登校の中学校1年生の割合が高い一つの要因だというふうに捉えております。

埴委員：

事業評価委員の意見も出ているのですけれども、「学校復帰だけを目標にするのではなく、多様な学びの場やオンライン学習など、一人一人に応じた支援体制の充実を期待したい」とありますが、この辺りの取り組みはどのようなことを今検討されているのでしょうか。

学校教育課長：

ここにある通り、登校だけ、学校復帰だけを目的とするのではなく、太田市としては、教育支援センター、いわゆるふれあい教室と呼ばれる所が市内に3か所ありまして、そちらで学校には来られなくても過ごせるようにしていたり、オンラインで授業を自宅にしながら受けることで、学習機会を持てるようにするという形をとり、社会とのつながり等を維持し、小学校中学校では学校に復帰できなかったとしても、その後様々な部分で社会的自立につながるような形を整えられるようにしております。

倉嶋委員：

19ページ付近の情報教育の充実というところを質問させていただきたいと思います。GIGA構想でICT化が始まって、ある程度の期間が進んでいるかと思うのですけれども、これからの時代の、特に今AIに関する活用方法というのは、学校教育でどのように取り組まれているのか、方針があれば教えていただければと思います。

学校教育課長：

この生成AIが学校現場において、教師側、また子ども側にも間違いなく入り込んできている部分はございます。ただ、例えば教員側から見れば業務のところで効率的に行えるようになっていくところがある反面、子どもが授業等で使う場合、自分で考えたりする力が、考えずにAIに頼ってしまうところがあるのも事実です。そこで方針としては、授業の中で子ども同士のコミュニケーションを大事にしながら、AI等に頼りすぎない、うまく学習に活用していくということが基本的な方針です。

倉嶋委員：

インターネットを活用するに当たって情報リテラシーの問題が非常に付きまとうことと思いますし、SNSの問題も多くあると思うのですけれども、やはりAIを今後使いこなせないと多分生きていけないという時代に入ってくるのだらうと思うのです。やはり課長がおっしゃっているようにコミュニケーション能力のバランスはやはり学校でしか養われないと思いますし、対面してできる授業と活用の仕方の方針を出していただいて、より円滑に、また柔軟に進んでいったらいいなと期待をしています。

野村委員：

ICTの話が出たので、小学校の1・2年生がタブレットをどの程度、どんな形で使っているのかというのに興味がありまして、個人的には小学校1・2年生にタブレットを持たせるというのがどうなのか、まずは書くこと、読むこととかそういうことが必要で、国から言われていることもおありかと思うので、どの程度、どんな形で活用されているのかというのを教えてほしいなと思います。

学校教育課長：

今現在把握している部分なのですが、小学校1年生2年生はキーボードの入力もままならない子たちなのですが、主な活用としては、デジタルカメラとしての機能を利用して生活科等で植物の写真を撮ったりとか、カメラとして使うということがとても多いと聞いております。基本的には、文字を打ってというのは難しいので、そのような活用だと思っています。

議長（議長）：

それでは、ないようですので、原案のとおり承認ということでお願いいたします。

続きまして、議案第27号「損害賠償の額の決定及び和解について」教育総務課長より説明願います。

教育総務課長：

「損害賠償の額の決定及び和解について」【提案理由説明】

議長（教育長）：

ただいまの説明につきまして、ご質疑等はございませんか。

野村委員：

どのような状況でなったのかというのを、大食缶を棚に上げるといったときに誤ってこぼしてしまった、その先に児童がいたということなのではないでしょうか。

教育総務課長：

委員さんのおっしゃった通りで、給食調理員が配膳カウンターに熱々のけんちん汁を入れた大食缶を載せようとしたところ、誤ってカウンター越しから引っかけてこぼしてしまって、その場所にいた児童の足にかかってしまったということになります。

野村委員：

今後そのようなことがないために、例えばカウンターを更に低くすすとか、他の学校でも起こり得ることなのかなと思うのですが、あとは載せたときに先方に子どもがいないようにすとか、何かの方法を考えなくてはならないかと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

教育総務課長：

当時の通知で注意喚起等はしておりますが、毎年調理員に対して研修を行い、低学年の児童が食缶を運ぶ際には、先生が近くで監督をするなどの対策をただいま講じております。

野村委員：

カウンターにぶつけてしまうということがないためにという、高さのものとか、二人で載せるとか、人がやることだからまたミスが起こる可能性はなくはないと思うので、もう一度その辺を検討すとか、そういったことも少し考えてもらうといいかなと思います。

教育総務課長：

今回こういった報告をさせていただく中で、改めて教育委員会としても対策が何か講じられるものがないか事務局全体で相談させていただければと思います。

野村委員：

ありがとうございます。

議長（教育長）：

他にいかがでしょうか。

倉嶋委員：

私もそういったマニュアルに関しては、再度その都度検証が必要かなというふうには思います。念のため、こういった事件が起きてから期間がだいぶたっているのですけれども、裁判等に時間がかかったということでもよろしいでしょうか。

教育総務課長：

裁判では特になく、事故発生から長期間が経過した点につきましては、事故の翌年に被害児童及び保護者が太田市外へ転出したことに加え、生活環境の変化により通院が中断したことなどから、保護者との意思疎通が十分図れない状況にありました。その後、日本スポーツ振興センターの医療費の支給対象期間が10年間ということで、その10年間で終了したことを受け、被害児童が在学している高校を通じて同センターに障害見舞金を請求した結果、昨年、令和7年7月29日付で後遺障害12級の認定を受けました。以上となります。

議長（教育長）：

よろしいでしょうか。それでは、他にないようですので、原案のとおり承認ということでお願いいたします。

続きまして、議案第28号「太田市学校給食費納入金徴収規則の一部改正について」学校施設管理課主幹より説明願います。

学校施設管理課主幹：

「太田市学校給食費納入金徴収規則の一部改正について」【提案理由説明】

議長（教育長）：

ただいまの説明につきまして、ご質疑等はございませんか。それでは、他にないようでございますので、原案のとおり承認ということでお願いいたします。

続きまして、議案第29号「太田市子育て支援対策学校給食費助成金交付規則の一部改正について」学校施設管理課主幹より説明願います。

学校施設管理課主幹：

「太田市子育て支援対策学校給食費助成金交付規則の一部改正について」【提案理由説明】

議長（教育長）：

ただいまの説明につきまして、ご質疑等はございませんか。

大澤委員：

この「アレルギーにより給食を喫食できない児童生徒のうち、主食及び飲料を喫食している場合は、当該費用に相当する額を助成額から控除する」場合の、どちらがどこで管理をされているのでしょうか。細かい額ということになってしまうかと思うのですけれども、どちらで管理されているのでしょうか。

学校施設管理課主幹：

それぞれの学校において、牛乳を飲めない児童生徒には麦茶を代替で出してもらったりとか、あとは給食によっては代わりにそれを除去するとかいう状況が、実際学校によって対応が均一でない状況がありますので、学校の方から情報を提供していただきまして、その根拠資料に基づいて、対応させていただく形を考えております。以上です。

議長(教育長)：

他にいかがでしょうか。

倉嶋委員：

参考に、何名くらいの方が申請されているのですか。

学校施設管理課主幹：

令和7年度の実績ですと、37人がアレルギーという形で、助成金を出している実績となっております。

倉嶋委員：

子ども同士で理解しているのだらうとは思いますが、いわゆるアナフィラキシーが起きないような対応が必要な方たちだと思うのですね、その37名が。隣の子どもたちの給食を食べてしまうと、そういったことがないような注意とかマニュアルのようなものがあるのですか。

学校施設管理課主幹：

そちらは、主に給食を提供する状況では防止するような形になっておりますし、先ほど委員さんがおっしゃったように、提供した後、教室だとかそちらもマニュアルに従いまして、学校の教員の方々に注意をしていただき、ご協力を頂きながら十分な対応、症状が出ないような形で対策をしているところでございます。

倉嶋委員：

ありがとうございます。

議長(教育長)：

他によろしいでしょうか。

埴委員：

確認です。施行期日が令和8年4月1日から適用となっておりますが、これでよろしいのでしょうか。

学校施設管理課主幹：

こちらにつきましては、今対象者、該当の方の申請を受け付けているところでございます。実際の助成金の給付につきましては年度末を考えておりますので、今年度の4月1日から変えて、年度末に交付するという形で考えております。

議長(教育長)：

ありがとうございます。それでは、他に意見もないようですので、原案のとおり承認ということをお願いいたします。

続いて、日程第5、事務報告を取り扱います。はじめに、「損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について」学校施設管理課長より報告願います。

学校施設管理課長：

「損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について」【概要報告】

議長(教育長)：

ただいまの報告につきまして、ご質疑等はございませんか。

では、意見等ないようですので、次の報告事項にうつらせていただきます。「1,000万円以上工事請負契約締結の報告について」学校施設管理課長より報告願います。

学校施設管理課長：

「1,000万円以上工事請負契約締結の報告について」【概要報告】

議長(教育長):

ただいまの報告につきまして、ご質疑等はありませんか。

では、ご意見がないようですので、次の報告事項にうつらせていただきます。「令和7年度市立太田グローバル人材育成事業の実績報告について」市立太田高校事務長より報告願います。

市立太田高校事務長:

「令和7年度 市立太田グローバル人材育成事業の実績報告について」【概要報告】

議長(教育長):

ただいまの報告につきまして、ご質疑等はありませんか。

では、次の報告事項にうつらせていただきます。「1,000万円以上工事請負契約締結の報告について」尾島地区振興課長より報告願います。

尾島地区振興課長:

ただいまの報告につきまして、ご質疑等はありませんか。

ご意見等ないようですので、以上で終了といたします。事務局より連絡をお願いします。

事務局:

教育委員会9月定例会を9月8日火曜日、午後2時から、尾島庁舎教育委員会室で開催予定です。よろしくお願いいたします。以上です。

議長(教育長):

この後は秘密会となります。議案に関係する方のみお残りください。暫時休憩いたします。

－ 休 憩 －

【 秘 密 会 】

学校教育課長:

「令和9年度使用太田市立小・中・義務教育・高等学校教科用図書採択について」

【提案理由説明】

可決

教育総務課長：

「職員の人事案件について」【提案理由説明】

可決